

**(案)**

**障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の実施方法について**

(「福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置」分)

※ 本資料は現時点での案であり、今後、変更があり得るものである。

# 進路選択学生等支援事業

## 1 事業の目的

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の養成施設(以下「養成施設」という。)に専門員を配置して、中学校、高校等を訪問し福祉・介護の仕事の魅力を伝達し、将来的な福祉・介護の仕事の選択を促すよう相談・助言及び指導等を行うとともに、高齢者、主婦層等地域住民に対して福祉・介護の意識啓発のための説明会を開催する等、福祉・介護の仕事をめざす学生等を支援することを目的とする。

## 2 事業内容

(1)実施主体 都道府県(介護福祉士等養成施設を経営する団体への補助)

### (2)事業内容

養成施設に相談、助言及び指導等を行う専門員を配置し、次に掲げる事業を実施した場合に、養成施設が負担した費用の一部を助成する。

ア 中学校、高校等を訪問し、福祉・介護の仕事やその魅力を紹介する事業

イ 中・高校生、家族、教員の相談に応じ、助言・指導等を行う事業

ウ 高齢者、主婦層、転職者等の地域住民の福祉・介護に関する理解と認識を深めるための意識啓発に係る地域イベント、説明会等を開催する事業

### (3)対象養成施設

都道府県内に設置される養成施設のうち、定員に対する入学者の充足率(4月1日現在)が、原則6割未満のものを対象とする。

#### (4)補助単価

| 定員充足率       | 1 養成施設当たり |
|-------------|-----------|
| 20%未満       | 5,000千円以内 |
| 20%以上～40%未満 | 4,300千円以内 |
| 40%以上～60%未満 | 3,400千円以内 |

#### 3 補助割合 定額(10/10)

#### 4 その他

- (1)専門員は、仕事のイメージアップのための活動とともに相談、助言及び指導等の業務を行う。
- (2)専門員は、介護福祉士等養成施設ごとに、原則として1人配置する。
- (3)毎年度の事業実績を、別途定める様式により厚生労働省に報告する。

#### 5 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

# 進路選択学生等支援事業

## 目的

- 将来の福祉・介護人材を養成する介護福祉士・社会福祉士等養成施設においては、深刻な定員割れの状態にあり、このままでは、サービス提供を担う人材の確保やサービス水準の維持に支障を生ずるおそれがある。
  - ※ 介護福祉士養成施設定員充足率(71.8%(平成18年度)→64.0%(平成19年度)→45.8%(平成20年度))
- このため、養成施設に、専門員を設置し、次のような取組を通じ、若い世代や地域の人材確保を推進する。

### (対象)

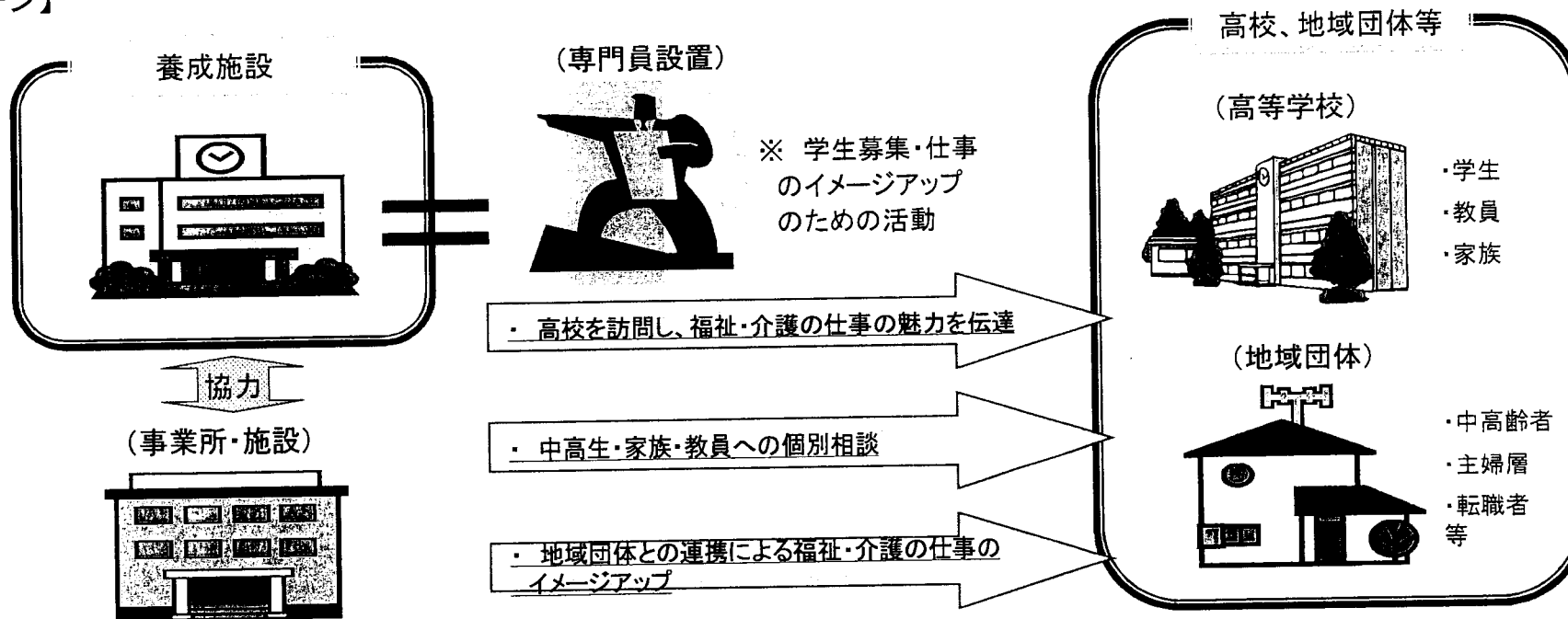
- ・ 中高生、家族、教員
- ・ 中高齢者、主婦層、転職者等
- ・ 地域団体・機関等

### (活動内容)

- ・ 福祉・介護の仕事の魅力や実情を紹介
- ・ 就学・研修受講に向けて、個別に相談・助言・指導等を行う
- ・ 理解促進、意識啓発のための地域イベント、説明会等を開催

※ 定員充足率60%未満の養成施設(介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士)を対象。

## 【イメージ】



# 潜在的有資格者等養成支援事業

## 1 事業の目的

資格を有しながら福祉・介護サービスに就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者に対する再就労のための研修や、高齢者、主婦層等の知識・能力を活かして福祉・介護分野への参画を進めるための研修等を通じ、福祉・介護分野への新たな人材の参入・参画を促進することを目的とする。

## 2 事業の内容

### (1)実施主体

都道府県(介護福祉士・社会福祉士又は精神保健福祉士の養成施設等への補助)

### (2)事業内容

#### ア 潜在的有資格者再就業支援研修

潜在的な介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士の再就業を支援するための研修を実施する。

#### イ 高齢者等参画支援研修

いわゆる「団塊の世代」や主婦層等の知識・能力を活かして、福祉・介護分野への参画を進めるための研修を実施する。

#### ウ 福祉・介護サービスチャレンジ教室

地域住民に対し、福祉・介護サービスの意義や重要性を理解してもらうための研修を実施する。

#### エ 障害者就労支援研修

福祉・介護分野への就労を希望する障害者の就労を支援するための研修を実施する。

#### オ キャリアアップ支援研修

職員のOFF-JT(職場外訓練)を行うことが困難な事業所に従事する者のキャリアアップを支援するための研修を実施する。

#### カ その他人材確保に資する研修として都道府県が認めた研修

### (3)補助単価

・研修は、各年度中に複数回実施できることとし、その場合の補助の上限は、それぞれの研修1回当たりの単価に実施回数に乗じるものとし、各研修事業ごとの和を補助の上限とする。

| 研 修 事 業                    | 研修1回当たり |
|----------------------------|---------|
| 潜在的有資格者再就業支援研修             | 780千円以内 |
| 高齢者等参画支援研修                 | 312千円以内 |
| 福祉・介護サービスチャレンジ教室           | 156千円以内 |
| 障害者就労支援研修                  | 468千円以内 |
| キャリアアップ支援研修                | 468千円以内 |
| その他人材確保に資する研修として都道府県が認めた研修 | 156千円以内 |

※養成施設等以外に地域の会場を借り上げて実施することが可能であり、この場合、研修1日当たり185千円以内を加算する。

### 3 補助割合 定額(10/10)

#### 4 その他

- (1) 受講者募集にあたっては、市町村、各種団体等に協力要請を行い、受講者の確保に努める。また、多数の受講者が参加しやすいよう、駅前等の会場を借り上げて実施することも可能である。
- (2) 研修の目的、受講者のレベル等を勘案し実施日数を適宜設定し実施すること。
- (3) 施設・事業所の職員が各種研修会に参加するための受講費用等を直接的に給付するなど、単に事業者等の負担を軽減する事業は対象としない。
- (4) 都道府県福祉人材センター、ハローワーク等と連携し、受講者募集、就業の斡旋等について協力して行う。
- (5) 潜在的有資格者再就業支援研修、高齢者等参画支援研修及び障害者就労支援研修について受講修了者の就労動向の把握を行う。
- (6) 毎年度の事業実績を、別途定める様式により厚生労働省に報告する。

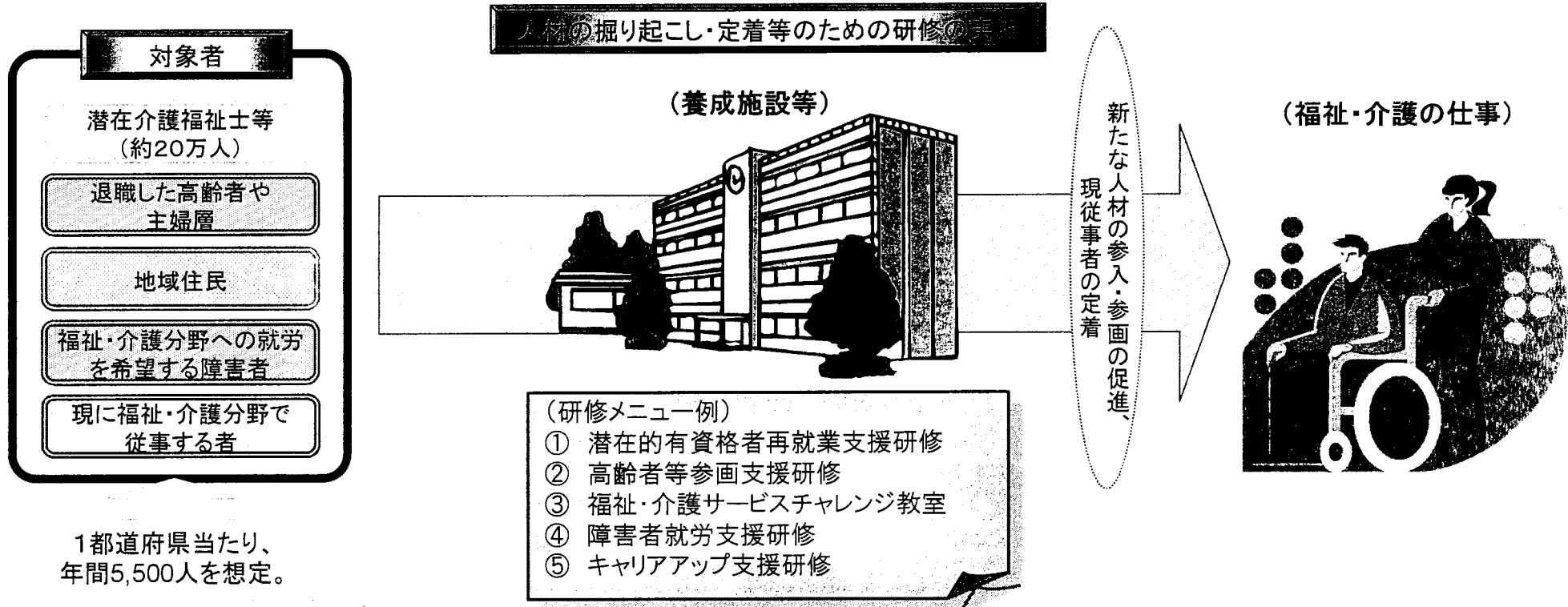
#### 5 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

# 潜在的有資格者等養成支援事業

## 目的

- 定員に余裕がある介護福祉士養成施設等の資源を活用し、
    - ① **潜在的な介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士の再就業を支援するための研修**  
※潜在的介護福祉士は約20万人以上存在(平成17年度)
    - ② いわゆる「団塊の世代」や主婦層の知識・能力を活かして参画を進めるための研修
    - ③ 地域住民に対し、福祉・介護サービスの意義や重要性を理解してもらうための研修
    - ④ **障害者の福祉・介護分野への就労を支援するための研修**
    - ⑤ **職員のOFF-JTを行うことが困難な事業所に従事する者のキャリアアップを支援するための研修**
- 等を行うことを通じ、福祉・介護分野への新たな人材の参入・参画を促進するとともに、現に従事する者の定着を支援する。

## 【イメージ】





## 複数事業所連携事業

### 1 事業の目的

在宅サービス事業所や小規模事業所等について、効率性の問題などから求人や広報、研修等を自ら実施することが困難な場合があることから、複数の事業所がネットワークを形成し、共同による求人活動、合同研修によるキャリア開発等を行い、事業所間連携による新たな経営モデルを通じ、人材の確保・育成を図ることを目的とする。

### 2 事業内容

#### (1)実施主体 都道府県(施設・事業所及び養成校に対する補助)

※コーディネーターの設置は、都道府県が適当と認める団体に委託することができる。

#### (2)事業内容

##### ア コーディネーターの設置

事業所等への働きかけ、事業所間のマッチング、効果的な実施のためのアドバイスなどを行うコーディネーターを配置し、円滑な事業所間連携が図られるよう支援する。

イ 一定の要件を満たす5つ以上の事業所等(1ユニット)が連携し、共同により次の事業を実施した場合に、一定額を補助する。

(ア)介護従事者等の職員確保のため、共同による求人活動、求人説明会等を行う事業

(イ)学生募集のため、学校説明会、進路選択説明会等を行う事業

(ウ)人材育成のため、合同研修、人事交流等を行う事業

(エ)その他福祉・介護人材の確保のため、都道府県が適当と認めた事業

#### (3)対象施設・事業所

ア 次の要件のいずれかを満たす施設・事業所が主として参加することとし、都道府県が認めたものとする。

(ア)利用者の定員規模が、施設サービスで50人以下の施設、在宅サービスで20人以下の事業所

(イ)運営している施設・事業所の種類・数が単一である法人の施設・事業所

ただし、訪問介護事業所やデイサービスセンターなどの事業所(定員20人以下)が併設されている施設は対象。

(ウ)少額の繰越金のみ所有しており経営基盤が脆弱な施設・事業所

- イ 「進路選択学生等支援事業」を実施していない社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の養成施設  
 ただし、「進路選択学生等支援事業」を実施している養成施設であっても、合同教員研修等「進路選択学生等  
 支援事業」と内容が重複しない事業については対象として差し支えない。

(3)補助単価

|           |               |                  |
|-----------|---------------|------------------|
| 1 都道府県当たり | 2, 3 5 7 千円以内 | コーディネーター設置・活動費   |
| 1 ユニット当たり | 6 9 4 千円以内    | 1 ユニット (5 事業所以上) |

※ 10 事業所以上で 1 ユニットの形成する場合は、2 ユニット分の補助単価まで  
 (1, 3 8 8 千円以内) 適用可とする。

4 その他

- (1) 本事業は、事業実施に必要な補助を行うものであり、備品等購入、給与補填等は補助対象としない。
- (2) 事業実施の中心となる施設・事業所に対して補助金を一括交付する。
- (3) 毎年度の事業実績を、別途定める様式により厚生労働省に報告する。

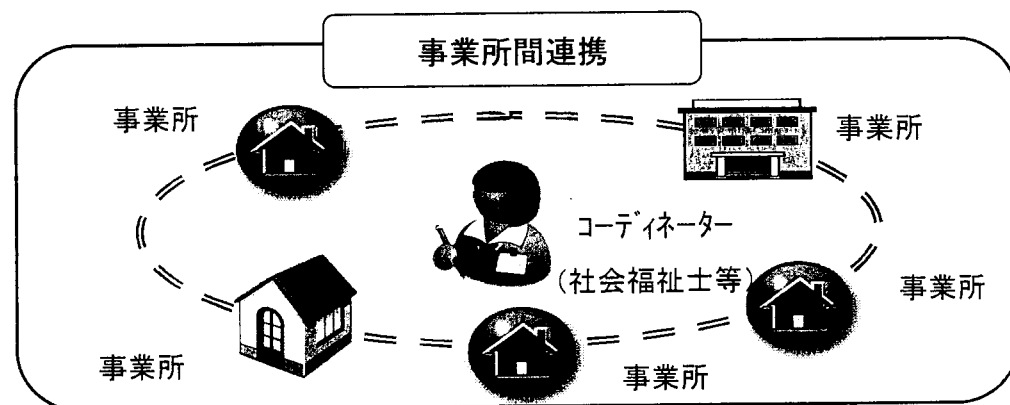
5 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

# 複数事業所連携事業

## 目的

- 在宅サービス事業所や小規模事業所は、効率性の問題により、求人や広報、研修等を自ら実施することに困難が多い。
- 景気動向に伴い他分野の採用が活発になる一方、福祉・介護分野では離職率が高く、特に小規模事業所ほど、その傾向が強くなっている。 ※1年間の離職率(平成20年財団法人介護労働安定センター調査)  
・・・従業員数 9人以下 29.0%、10～49人 24.6%、50～99人 20.6%、100人以上 17.7%
- そこで、複数の事業所がネットワークを形成し、協同による求人活動、合同研修によるキャリア開発等を行い、事業所間連携による新たな経営モデルを通じ、人材の確保・育成を図る。

## 【イメージ】



### 人材確保

- ・合同求人
- ・合同学校説明会 等

### 人材育成

- ・合同研修
- ・人事交流 等

### 学生、求職者



### 職員



# 職場体験事業

## 1 事業の目的

福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して、職場を体験する機会を提供し、実際の職場の雰囲気やサービス内容などを直接知ることができる環境をつくり、人材の参入を促進することを目的とする。

## 2 事業内容

(1)実施主体 都道府県(都道府県福祉人材センターに委託して実施することができる。)

### (2)事業内容

ア 福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して、福祉・介護サービスの職場体験を行う機会を提供し、就労への意欲を喚起するとともに、就職希望者には実際の職場の雰囲気やサービスを直接知ってもらい、事業者には就職希望者のパーソナリティを理解してもらうことにより、就職希望者が抱く職場のイメージと事業者が求める人材像のギャップを埋めることにより、円滑な就労を支援する。また、必要に応じて、ハローワークへ誘導し労働施策の各種助成金を活用するなど、効果的な就労支援を行う。

イ 職場体験を提供する事業所に対する説明会を行うとともに、効果的な支援を行うことができるよう、定期的に対象事業所が集まり、報告会や意見交換等を行う。

### (3)補助単価 定額

|           |              |                                |
|-----------|--------------|--------------------------------|
| 1 都道府県当たり | 4 4 4 千円以内   | 事業者向け事前説明会、事業者報告会経費            |
| 1 事業所当たり  | 5, 9 2 0 円以内 | 職場体験者受入れ費用<br>(体験者 1 人 1 日当たり) |

### 3 補助割合 定額(10/10)

### 4 その他

- (1) 職場体験は体験参加者1人当たり10日以内とする。
- (2) 職場体験参加への資格は不問とし、給与は無給とする。
- (3) 職場体験の参加は1人1回限りとする。
- (4) 職場体験参加者にかかる食費や被服費(ユニフォーム代)は補助対象外とする。
- (5) 毎年度の事業実績を、別途定める様式により厚生労働省に報告する。

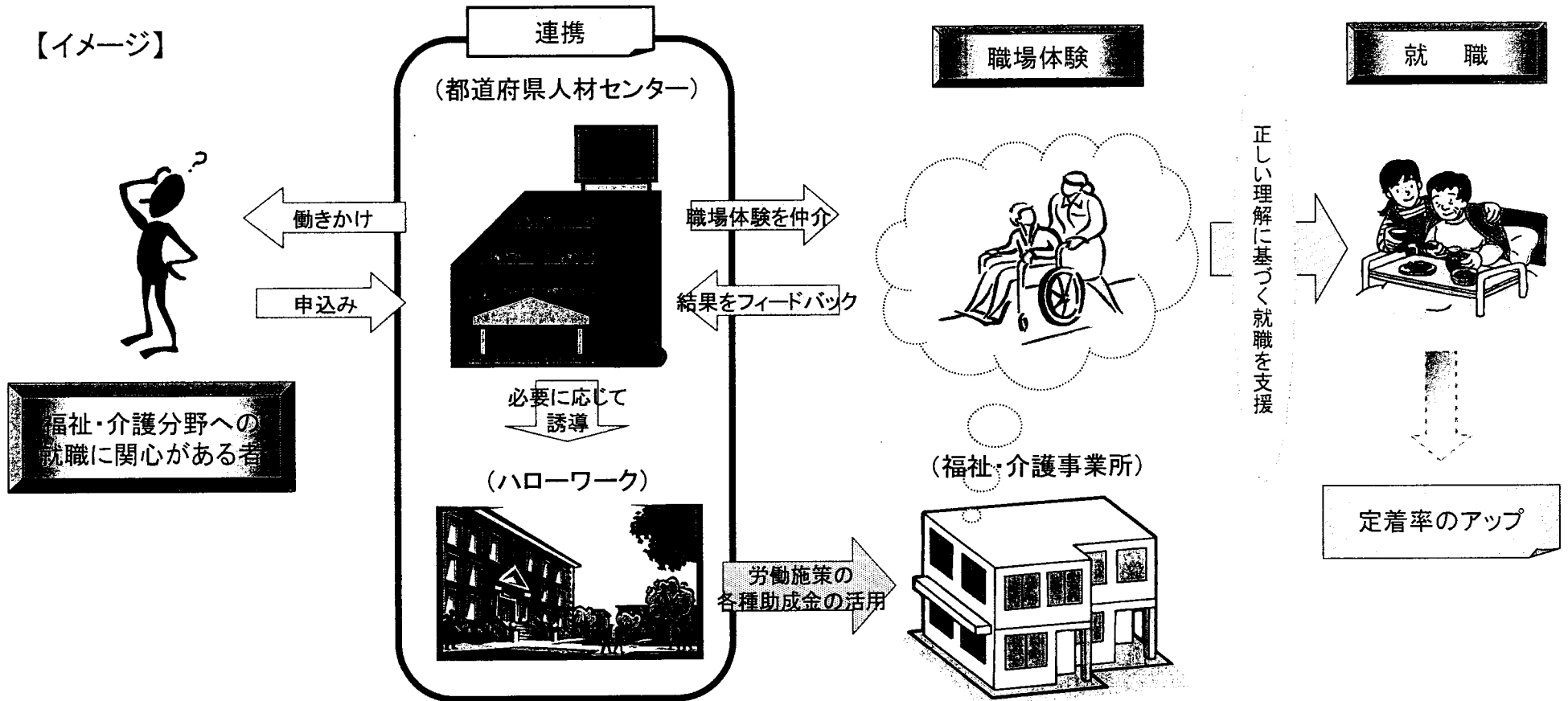
### 5 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

# 職場体験事業

## 目的

- 福祉・介護分野において、離職者の約75%が3年未満で離職している状況にあり、また、事業者の約5割が採用した者の質に満足していないなど、就職希望者が抱く職場のイメージと、事業者が求める人材像にギャップが生じているケースも多いと考えられる。(平成20年財団法人介護労働安定センター調査)
- このため、あらかじめ職場体験を行う機会を提供し、就職希望者には実際の職場の雰囲気やサービスを直接知ってもらい、事業者には就職希望者のパーソナリティを理解してもらうことにより、こうしたギャップを埋め、円滑な人材参入を促進する。
- こうした取組と併せて、労働施策(各種助成金の活用)との十分な連携を図ることにより、政策効果を高める。

【イメージ】



平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱新旧対照表（案）

※ 今後、変更がありうる。

（下線部が改正部分）

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱</p> <p>（同右）</p> <p>（交付の目的）</p> <p>2 この交付金は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）（以下「新法」という。）の施行に伴う事業者に対する運営の安定化等を図る措置、<u>新法への移行等のための円滑な実施を図る措置及び福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置</u>を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するとともに、福祉・介護人材の育成・定着を支援することを目的とする。</p> <p>（交付対象事業）</p> <p>3 この交付金は、平成19年2月6日障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。</p> | <p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱</p> <p>（通則）</p> <p>1 障害者自立支援対策臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup>労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>（交付の目的）</p> <p>2 この交付金は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）（以下「新法」という。）の施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちには移行できない事業者の経過的な支援等新法への円滑な移行の促進を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。</p> <p>（交付対象事業）</p> <p>3 この交付金は、平成19年2月6日障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。</p> |